

北山形駅周辺地区バリアフリー基本構想

バリアフリー基本構想とは？

バリアフリー基本構想は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する生活関連施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するもので、重点整備地区において「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

北山形駅周辺地区バリアフリー基本構想の

策定の趣旨と目標年次

策定の趣旨

バリアフリー法※に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、1日の平均利用者数が5,000人以上の鉄道駅について、平成22年末までのバリアフリー化を整備目標としていました。山形市では、当該整備目標を踏まえ、山形駅とその周辺地区のバリアフリー整備を推進するために、平成20年3月に「山形市バリアフリー基本構想」を策定しました。

地方部においてもバリアフリー化を推進するため、平成22年度に基本方針が改正され、3,000人以上の鉄道駅について、令和2年度までにバリアフリー化を整備する新たな目標が示されました。今般、新しい整備目標を踏まえ、北山形駅とその周辺地区のバリアフリー整備を推進するために、「北山形駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定するものです。

※バリアフリー法
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

目標年次

実施すべき特定事業の整備目標年次は令和6年度とします。

重点整備地区等の設定方針

設定図面参照

1 重点整備地区の設定方針

バリアフリー化を一体的に推進する地区として、北山形駅を中心とする徒歩圏域※（半径500m）内に、生活関連施設が集積している地区を重点整備地区の区域として設定します。

なお、地区の境界は道路を基本とします。

2 生活関連施設の設定方針

重点整備地区において、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設を生活関連施設として設定します。

3 生活関連経路の設定方針

重点整備地区内の生活関連施設を結ぶ幹線道路（歩道等）を生活関連経路に設定します。

※徒歩圏域
高齢者の一般的な徒歩圏は500m
出典：都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)

重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

本市の高齢化の進展及び「ノーマライゼーション」の浸透などの社会的な動向を踏まえ、市民の移動のしやすさ及び施設の利用のしやすさを高めるために次の基本方針によりバリアフリー化を推進していきます。

- 1. バリアフリー法に基づくまちづくり
バリアフリー法に基づき移動等円滑化の整備を推進していきます。
なお、実際の整備に当たってはユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備を進めていきます。
- 2. 市民・事業者・行政が一体になったまちづくり
バリアフリー化は、市民、事業者、行政が一体になって推進していく必要があります。すぐに解決できることばかりではないため、それぞれがバリアフリーの意識を向上させ、持続的かつ段階的な整備を図っていくまちづくりを進めていきます。
- 3. 山形市障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の遵守
市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人への理解を深め、共に支え合いながら、いきいきと安心して暮らしていくことのできる社会の実現を目指します。

事業予定

※「●」は当該期間に実施を予定

短期：令和2～6年度
中期：令和7～11年度
長期：令和12年度以降

1

特定事業

① 公共交通特定事業

事業箇所	主な事業内容	短期	中期	長期	実施主体
北山形駅	・ホームにエレベーターを設置します。（エレベーターまでの視覚障がい者誘導用ブロック設置等による移動等円滑化経路の整備を含む）	●			ＪＲ東日本
	・線路への転落防止のために、ホームに内方線付き点状ブロックを設置します。	●			
	・多機能トイレを設置します。	●			

2

① 道路（生活関連経路）

事業箇所

設定図面番号

事業箇所	主な事業内容	短期	中期	長期	実施主体
(県道) 北山形 停車場 大野目線 1	・視覚障がい者誘導用ブロックを識別しやすい色に改修するよう努めます。	協議	順次実施		山形県
	・視覚障がい者誘導用ブロックの不連続部分を改修するよう努めます。	●			
	・利用状況の変化により誤誘導となっている視覚障がい者誘導用ブロックを改修するよう努めます。	●			
	・歩行者の動線上にあるグレーチングを細目タイプに改修するよう努めます。	●			
(市道) 第五中学校 北通線 2	・歩道の勾配・段差の緩和や、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等による道路の移動等円滑化に努めます。	協議	順次実施		山形市
(県道) 山形天童線 3	・視覚障がい者誘導用ブロックを識別しやすい色に改修するよう努めます。	協議	順次実施		山形県
	・バス待ち環境の整備に努めます。	協議	順次実施		山交バス 山形市
全路線 共通	・歩道や路側帯に歩行の妨げとなるもの（放置自転車・路上駐車や看板等）を置かないように指導・啓発に努めます。	継続的に実施			山形県警察 山形県 山形市

その他の事業

② 交通安全

事業箇所		主な事業内容	短期	中期	長期	実施主体
(県道)北山形停車場大野目線	・信号交差点への視覚障がい者用信号機等の設置に努めます。		協議		順次実施	山形県公安委員会
	・信号交差点について、横断歩道へのエスコートゾーンの設置に努めます。		協議		順次実施	

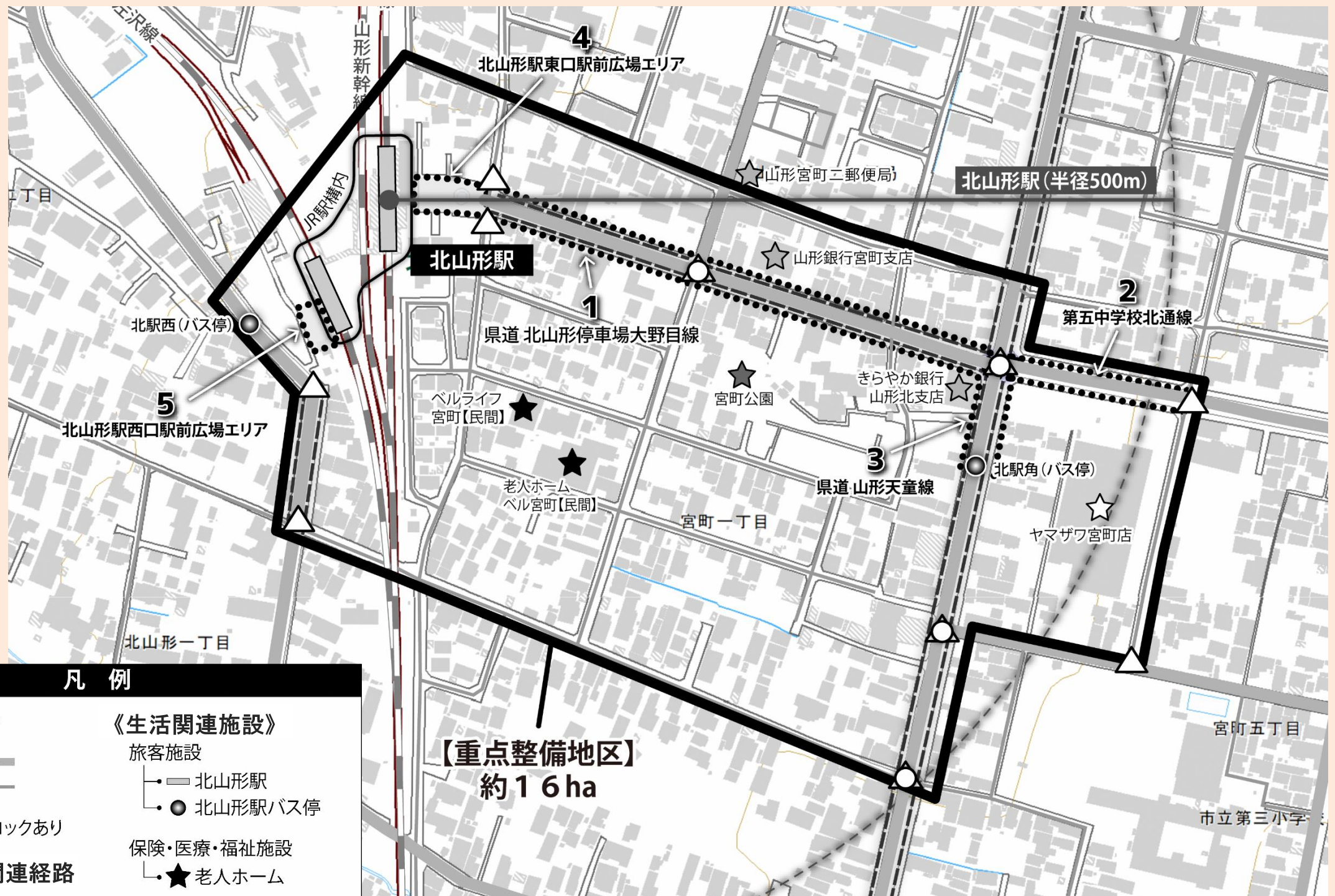
③ 駅前広場エリア

事業箇所	主な事業内容	短期	中期	長期	実施主体
北山形駅 東口駅前 広場エリア 4	・視覚障がい者誘導用ブロックの設置等、利用しやすい環境整備に努めます。	協議	順次実施		ＪＲ東日本 山形県 山形市
	・自家用車の乗降場や障がい者用駐車場等の整備に努めます。	協議	順次実施		
北山形駅 西口駅前 広場エリア 5	・視覚障がい者誘導用ブロックの設置等、利用しやすい環境整備に努めます。	協議	順次実施		ＪＲ東日本 山形県 山形市

④ 公園（生活関連施設）

事業箇所	主な事業内容	短期	中期	長期	実施主体
宮町公園	・公園内への園路の設置等により公園の移動等円滑化に努めます。	協議	順次実施		山形市

重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定図面



凡 例	
《歩道設置道路》	《生活関連施設》
歩道あり —	旅客施設
歩道なし —	北山形駅
● 誘導ブロックあり	北山形駅バス停
..... 生活関連経路	保険・医療・福祉施設
	老人ホーム
	公園・運動施設
	公園
《信号機等》	官公庁等
○ 通常信号機	郵便局・銀行
△ 横断歩道	商業施設
	スーパー

【重点整備地区の設定の考え方】

- ・北山形駅を中心とする高齢者徒歩圏域（半径500m）内において、駅東側にスーパーをはじめ、高齢者、障がい者等が日常的に利用する生活関連施設の集積が確認されるため、駅東側の生活関連施設が集積している地区を重点整備地区に設定します。
- ・ただし、西口駅前広場及びバス停（北山形駅西）については、バス・自家用車・タクシー等を利用した駅舎へのアクセス施設として高齢者や障がい者等の利用があり、移動等円滑化が必要と考えられるため重点整備地区に含めます。
- ・指定する生活関連施設の立地状況を踏まえ、近隣の道路を基本として重点整備地区の境界を設定します。